

# 長野県森林づくり指針の概要

長野県林務部

## 森林づくり指針

- ◆ 森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。
- ◆ 国の「森林・林業再生プラン」の策定(H21.12月)や野生鳥獣被害の深刻化等、森林・林業を取り巻く昨今の情勢変化に的確に対応するため、平成22年11月に改定しました。
- ◆ 特に、これまで育ってきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化が、指針の大きな特徴です。
- ◆ 概ね100年先の本県の森林のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示しており、それらを見据えて今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めています。

計画期間：平成23年度～平成32年度（10年間）

## 指針の基本的な考え方～基本目標と基本方針～

基本目標：森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし

基本方針：みんなで支える ふるさとの森林づくり  
 ①みんなの暮らしを守る森林づくり  
 ②木を活かした力強い産業づくり  
 ③森林を支える豊かな地域づくり

## 指針のめざす姿

基本目標を実現するため、基本方針に沿って「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」、それぞれ3つの将来の姿を示します。



100年先

適地適木を基本とした**多様な林  
齡・樹種からなる森林が形成され**  
ており、資源の循環利用が期待される森林からは**持続的に豊かな資  
源が供給**されています。

防災や水源かん養など**公益的な  
機能**が期待される森林は、その機能が**高度に発揮**され、県民の暮らしを守っています。



10年先

森林の資源を持続的に、また、効率的かつ安定的に**利用していく体制**が整っています。  
林業や木材産業は、その生産活動により、健全な森林づくりに貢献しつつ**循環型資源である木材を多くの人  
に提供**するとともに、**山村地域を支  
える産業として発展**しています。

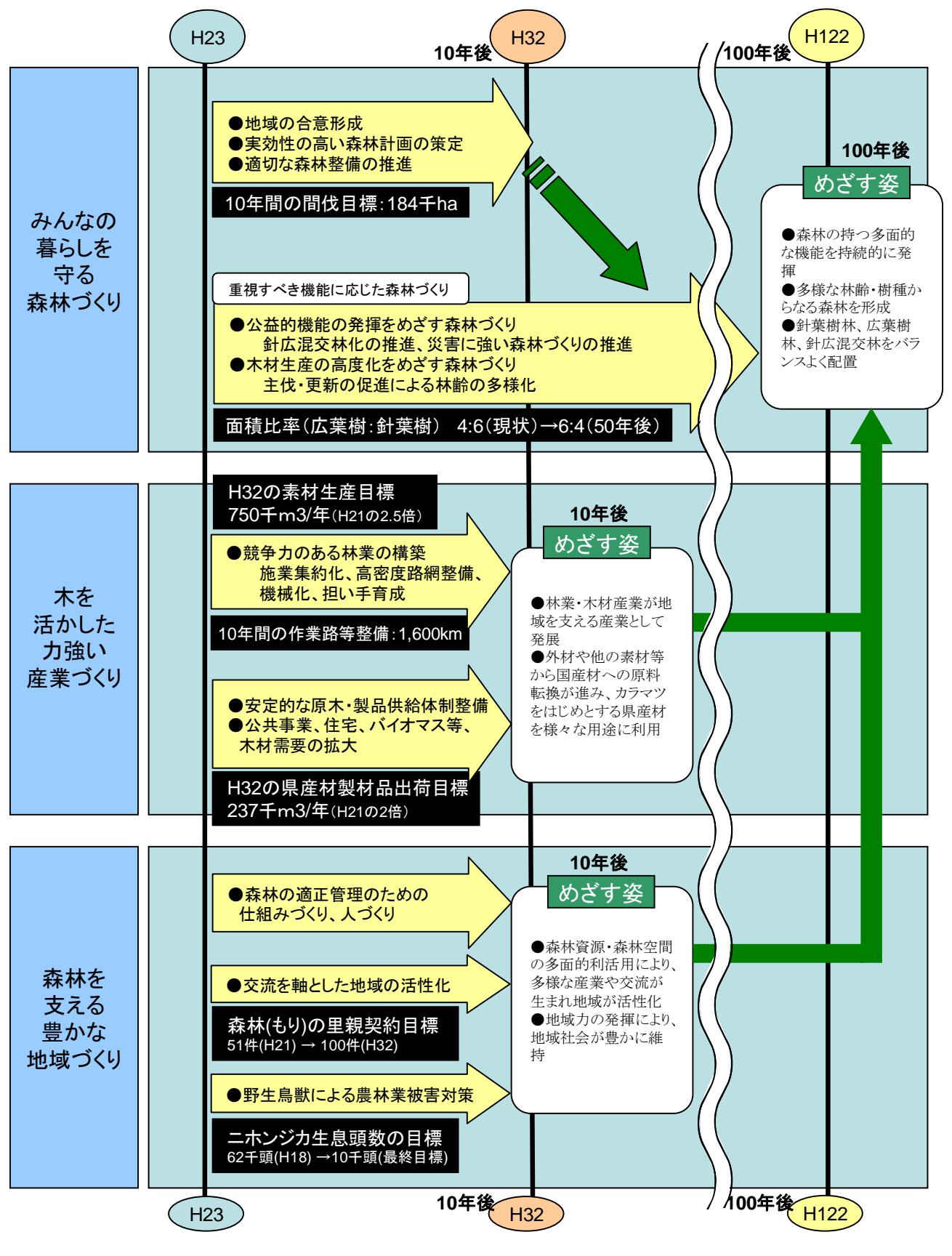


10年先

地域の人をはじめとする**多くの  
人々が様々な形で森林に関わり利  
用**することで、森林が適正に管理さ  
れるとともに、**森林に関わる多様な  
産業や交流が生まれ**、地域に活力  
が満ちています。

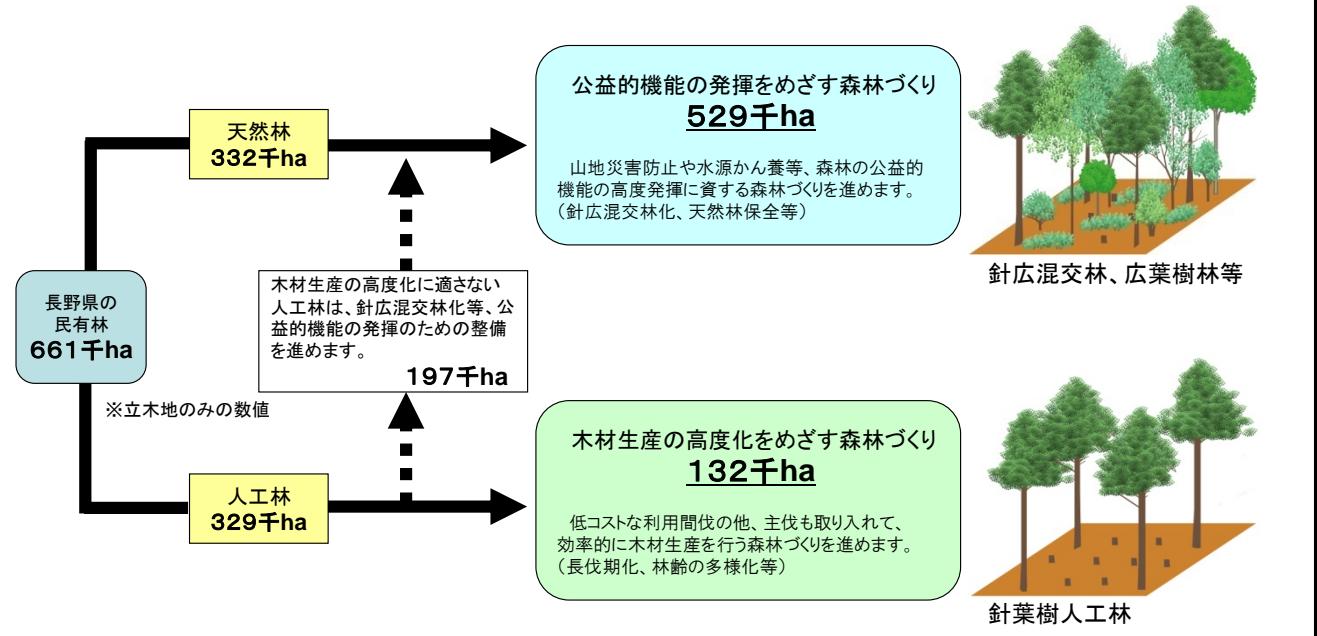
健全な森林が形成され、森林に  
関わる産業が活発化することで、**地  
域社会が豊かに維持**されています。

指針のめざす姿と今後の取り組むべき方向(重点的な課題)



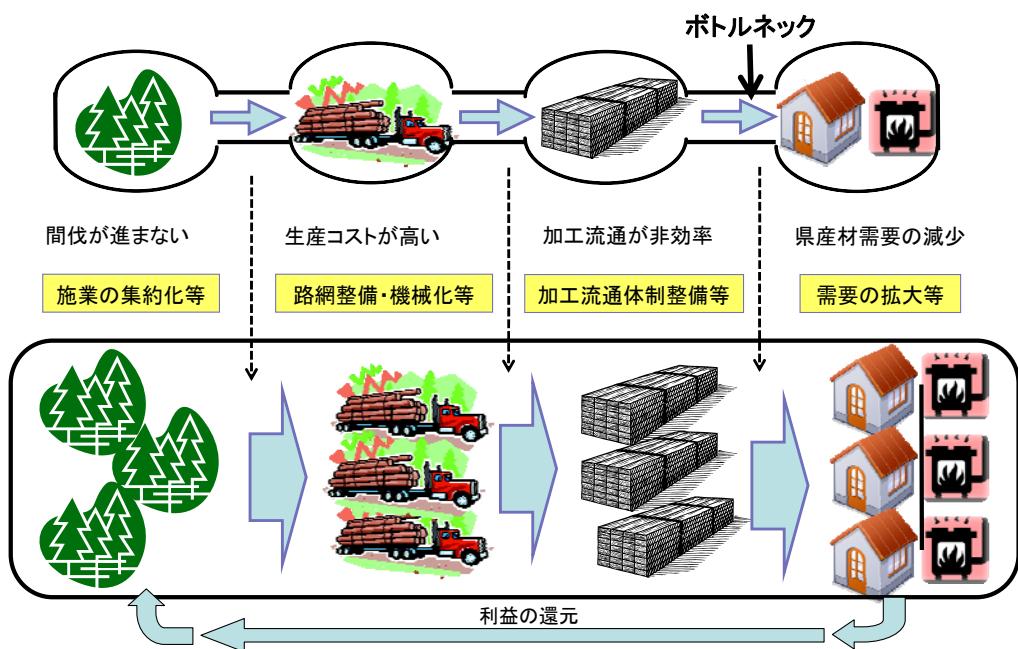
## これからの森林づくりの方向性

今後の森林づくりを進めるにあたっては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じて、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」と「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分して、それぞれの目的に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりを進めます。



## 力強い林業・木材産業の実現に向けて

今後10年間、木材の生産から利用までの過程において、そのボトルネックを解消することにより、林業・木材産業の活動を活発化させます。



## 森林を支える豊かな地域づくりに向けて

今後10年間、森林の管理・経営等を持続的に行っていくための地域の仕組みづくり・人づくりを進めるとともに、様々な森林資源や地域資源を有効に活用して地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図ります。

また、地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進めます。

